

検針票は見せないで!!電気の契約切り替えトラブル

契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し『電気代が安くなる。電気の検針票を見せてほしい』と言われ、理解しないまま申込書に署名し供給地点特定番号を書きしてしまった。書面はなく、内容がよく分からないので解約したいがどうしたらよいか。
(70歳代男性)

トラブルに遭わないために・・・チェックポイント

電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討する。周りの人に相談する。

大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認する。

電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにする。

クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐに消費生活センター(消費者ホットライン188)、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)に相談する。

国民生活センター 見守り新鮮情報 第414号より

困ったときは一人で悩まずにすぐにご相談ください。

奈良県消費生活センター

〒630-8122

奈良市三条本町8-1

シルキア奈良2F

☎0742-36-0931 (相談)

☎0742-32-0621 (啓発)

消費者
ホットライン
☎188

全国共通のナビダイヤル

奈良県消費生活センター

中南和相談所

〒635-0085

大和高田市片塩町12-5

大和高田市市民交流センター3F

☎0745-22-0931

令和4年度 消費者教育・啓発ポスターコンテスト 受賞作品決定！！



こじかつうしん6月号でご案内しました奈良県内の中学校、高等学校等の生徒が作成した消費者教育・啓発ポスターのコンテストの受賞作品が決定いたしました。

ポスターコンテストは、県内の中学・高校生がポスターを作成することを通して、消費者トラブルの防止や消費者市民としての意識を高めることを目的としています。

ポスターは、4部門「高齢者の消費者トラブル」「若者の消費者トラブル」「エシカル消費」「製品安全」に分けて募集しました。審査の結果、各部門ごとの最優秀賞1点、優秀賞2点と奨励賞が選ばれました。最優秀賞と優秀賞をご紹介します。

最優秀賞

若者のトラブル部門



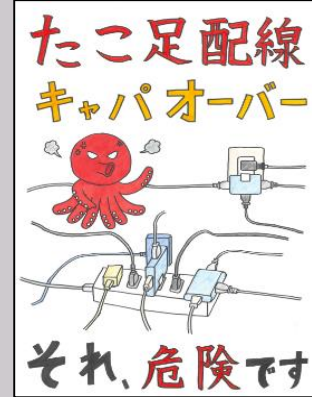
高齢者のトラブル部門



エシカル消費部門



製品安全部門



優秀賞

若者のトラブル部門



高齢者のトラブル部門



エシカル消費部門



製品安全部門



入賞作品は、パネルに加工し各地で展示をします。また、県消費生活センター発行の啓発資料にも活用しています。

パネルの貸し出しにも対応していますので、ご希望がありましたらご連絡ください。

2022年 消費生活に関する資格・検定のご紹介

消費生活についての資格試験・検定をご存じですか？資格試験・検定にチャレンジすることで、自分自身の生活をより良くしたり、消費行動と社会の関係について考えたり、新しい活躍の場を見つけるきっかけになるかもしれません。「消費生活相談員資格試験」(国家資格)は、消費者安全法に基づき実施されるもので、内閣総理大臣の登録を受けた国民生活センターと日本産業協会が行っています。

2022年度の受験情報は次の通りです。詳細は、各団体のホームページをご参照ください。

独立行政法人国民生活センター 消費生活相談員資格試験

国家資格

一般社団法人日本産業協会 消費生活アドバイザー試験

- ✓ 消費生活センターの消費生活相談員になるための資格。
- ✓ 受験対策：過去問題や「くらしの豆知識」、地方公共団体等が実施する消費生活相談員養成講座等の受講等

第1次試験 10月15日(土)

マークシート試験・論文試験

第2次試験 12月10日(土) 札幌市、東京都、
名古屋市

12月11日(日) 大阪市、福岡市

申込み受付期間：6月20日～8月1日

受験手数料：14,300円(税込)



- ✓ 消費者と企業や行政の架け橋として、消費者からの提案や意見を反映する
- ✓ 受験対策：公式テキスト・受験対策講座等

第1次試験 CBT方式 選択式 全30問
(Computer Based Testing)

47都道府県のCBT試験会場で実施

10月8日、15日、16日から選択

第2次試験 11月27日(日) 論文及び面接
札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の指定会場

申込み受付期間：7月1日～8月31日

受験手数料：16,500円(税込)



消費者力検定

一般財団法人
日本消費者協会



- ✓ 消費生活に対する自分の現状のチェックと、更なる消費者力アップを目指すことができます。
- ✓ 受験対策：日本消費者協会が発行するテキストとワークブック
- ✓ 個人で受験できるのは「応用コース」。会場受験者には得点によって級が認定されます。(国家資格ではありません。)

試験日時：11月13日(日) 14時00分～15時10分(70分)

出題数：70問/70点満点 四肢択一

会場：札幌・東京・大阪

申込期間：7月4日(月)～10月14日(金) 受験手数料：3,000円



消費者カクイズ



1・店で洋服を買ったが、家に帰ると家族に似合わないと言われたので返品したい。次のうち、解約について正しい説明はどれですか？

- A. 一方的な都合で解約できない。
- B. レシートがあり、1週間以内なら必ず解約できる。
- C. クーリング・オフ制度を利用して解約できる。

2・次のうちクーリング・オフができるものはどれですか？

- A. SNSで食事に誘われ、そこで突然高額な化粧品セットを購入させられた。
- B. 新聞広告で羽毛布団を見て、記載されていた電話番号にかけて注文した。
- C. 電話で、業者から健康食品の説明を受け、言われるままに購入した。

3・電話で化粧品を勧誘されて「はい買います」と言った。電話口で言っただけなので契約は成立していない？

- A. 契約は成立しており、解約はできない
- B. 契約は成立していない
- C. 契約は成立しているが、クーリング・オフできる



おいらせ

消費生活フェア

参加費
無料

日時：2022年7月30日（土）10:30～16:30

場所：イオンモール大和郡山1F 北小路コート



● 啓発グッズの配布

啓発グッズ等をプレゼントします（先着200名）

● 防犯電話の展示・体験

特殊詐欺防止の機能を備えた防犯電話を展示します
市町村によっては購入費用の補助制度があります

● 消費者トラブルに関する弁護士相談（無料・当日予約）

なら消費者ねっとの弁護士が消費者トラブル関連の相談にのります（30分迄）

● 消費者クイズに挑戦！

大人向けと子供向け（紙芝居）クイズがあります
参加者には参加賞をプレゼント（各先着100名）

● 貯金箱をつくろう！

組み立てて作る貯金箱なので小さなお子様でもつくれます（先着100名）

● 消費者教育・啓発ポスターの展示

高校生が描いた消費者教育・啓発ポスターコンテスト入賞作品を展示します



[昨年の様子]

スタンプ
ラリーも
あるよ



問合せ先：奈良県消費・生活安全課 ☎0742-27-8704

主催：奈良県・奈良県警察・大和郡山市

協力：奈良弁護士会・奈良県消費生活相談員連絡会・奈良県金融広報委員会
特定非営利活動法人なら消費者ねっと・奈良女子大学

ご参加ください

消費者クイズの答えと解説

1. A ○ B × C ×

契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力があり、一方的に契約をやめることができないのが原則です。クーリング・オフは無条件で解約できる制度ですが、取引形態が限られます。店で買ったものはクーリング・オフはできません。

2. A ○ B × C ○

1は、アポイントメントセールス、2は通信販売、3は、電話勧誘販売です。通信販売はクーリング・オフができません。1と3は8日以内であればクーリング・オフができます。

3. A × B × C ○

契約は、客が「これください」と申し込み、店員が「はい、ありがとうございます」と承諾すれば、原則口約束で成立します。しかし、電話勧誘販売は8日以内であれば、クーリング・オフができます。

発行：奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階
Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

ホームページ：<https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>

なら こじかつうしん7月号（2022年7月25日発行）



ホームページ



奈良県消費生活センターマスコット
しっかりくん